

英語コーパス学会東支部会則

本支部規約は、英語コーパス学会（以下「学会」という）の会則第16条に基づき、支部の名称、目的、活動、組織、その他運営に必要な事柄を定めるものである。

（名称）

第1条 本支部は「英語コーパス学会東支部」(Eastern Chapter of the Japan Association for English Corpus Studies) と称する。

（目的）

第2条 本支部は、英語コーパスおよび関連分野の研究や教育を促進し、東日本地域の学会員相互の交流を深めることを目的とする。

（活動）

第3条 本支部は、次の活動を行う。

- (1) 講演会、シンポジウム、研究談話会、ワークショップ、読書会などの研究会。
- (2) 学会ニューズレターによる活動の紹介、情報提供。
- (3) 支部ホームページの運営。
- (4) その他、支部の目的達成に必要な活動。

（会員）

第4条 第2条に定める地域の学会員を以て支部会員とする。

（役員）

第5条 本支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名。
 - (2) 運営委員 若干名。
- 2 支部長は、運営委員の互選による。
 - 3 支部長は、運営委員と合議の上、支部の活動計画を立て、実施する。
 - 4 運営委員は、支部会員の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。

（役員任期）

第6条 支部長・運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 年度の途中で支部長・運営委員の委嘱を受けた者の任期は、前任の残任期間とする。

（報告）

第7条 支部長は、支部の年間活動内容について、理事会に報告しなければならない。

（会計）

第8条 支部の維持費は理事会で定められた年間活動予算を以て充てる。
2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会計管理は支部長が行い、翌年度最初の理事会に会計報告を行う。

(規約の変更)

第9条 本規約を改正・変更する必要があるときはその都度理事会で協議の上、実施することができる。

(附則)

本規約は、2013年4月1日より実施する。